

## 募集要領等に関する回答書

令和5年3月1日  
福島県雇用労政課長

業務名	若手人材の早期離職防止事業	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
募集要項 参加者の資格要件	参加者の資格要件(9)について。本事業に準ずる実績とは、対象期間内に公共事業での実績があったことをさしますか？また、「または本事業に類する実施実績」とは、有料職業紹介事業の運営や合同企業説明会の主催などの集客の実績も対象になりますでしょうか？	<p>本要件は、業務委託仕様書の4(1)～(4)の業務に類する内容について国及び地方自治体等から委託を受けて実施した実績、または、業務委託仕様書の4(1)～(4)の業務に類する内容について委託等によらず独自で実施した実績のことを指します。よって、対象期間内に国及び地方自治体等からの受託実績があったことのみを以て、参加資格要件(9)を満たすことにはなりません。</p> <p>有料職業紹介事業の運営や合同企業説明会の主催は、業務委託仕様書の4(1)～(4)に記載した内容のいずれに対しても、類する業務に該当しません。</p> <p>なお、企画コンペに参加するためには業務委託仕様書の4(1)～(4)に記載した全ての内容に対して類する業務の実実施実績が必要となります。</p>